

返還保証書（様式13）の記入例（人的保証選択者）

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合は、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有することを証明する「資産等に関する証明書類」を添付してこの用紙を提出する必要があります。必要な資力を有すると認められる基準については以下④をご参照ください。ただし、あなた（奨学生本人）が未成年の場合の連帯保証人は、親権者または未成年後見人であることが条件となります。

※この様式はホームページ掲載の「貸与奨学生のしおり」（32ページ）からダウンロードするか学校に申し出て学校から受け取ってください。

①【日付】

返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）を記入してください。

②【当該人物欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）が署名し、実印を押印してください。「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

③【奨学生本人情報欄】

当該人物（連帯保証人または保証人）があなた（奨学生本人）の氏名、奨学生番号、生年月日を記入してください。



当該人物（連帯保証人または保証人）がすべての項目を記入してください。

④ 資産等の状況が以下Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明する証明書類の添付が必要です。

Ⅰ 年間収入・所得で判定

- ・ 給与所得者
年間収入320万円以上
(証明書：源泉徴収票、年金振込通知等)
- ・ 給与所得者以外
年間所得220万円以上
(証明書：確定申告書（控）（受付印のあるもの）等)

Ⅱ 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額（返還誓約書に印字されている金額）以上
(証明書：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）等)

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

Ⅰ + (Ⅱ ÷ 1.6) で算出される金額が
(給与所得者の場合) 320万円以上
(給与所得者以外の場合) 220万円以上

※年金は給与として扱います
※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です